

補償制度とは？

補償制度とは、プライムケアのレンタル商品を、ショップ様や利用者様に安心してお使いいただく為の制度です。予測できない事故や災害に際し、大きな補償を提供いたします。

補償内容について



セニアカー&電動車椅子
レンタル補償

- 動産補償
- 賠償補償
- 傷害補償



介護用品レンタル補償

- 動産補償
- 賠償補償

補償制度は大きく分けて2つ、セニアカー&電動車椅子レンタル補償と、介護用品レンタル補償に分類されます。
また、それぞれには動産補償、賠償補償が備えられており、セニアカー&電動車椅子レンタル補償のみ、傷害補償が付帯されています。

補償金額について

セニアカー & 電動車椅子レンタル補償の補償金額

補償種類	補償内容		自己負担金
動産補償	車輛	本体の時価額を限度に修理費を補償致します。	3,300円 (税込)
賠償補償	対人	1名 1億円 (1事故2億円が限度)	
	対物	1事故 2億円	
傷害補償	死亡・後遺障害	最高 300万円	-
	入院	1日 3,000円 (180日限度)	
	通院	1日 2,000円 (90日限度)	

セニアカー & 電動車椅子レンタル補償以外の補償金額

補償種類	補償内容		自己負担金
動産補償	用品	本体の時価額を限度に修理費を補償致します。	3,300円 (税込)
賠償補償	対人	1名 1億円 (1事故2億円が限度)	
	対物	1事故 2億円	

補償対象となる事故例

動産事故の場合

所有・管理する **全商品が補償対象となります。**

✓ 火災

火災によりレンタル商品が被害にあってしまった。



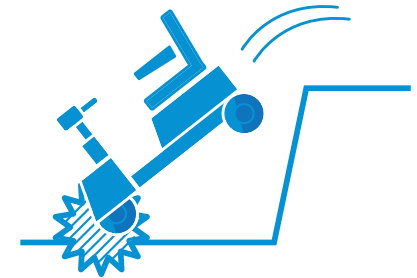
✓ 水害

水害によりレンタル商品が被害にあってしまった。



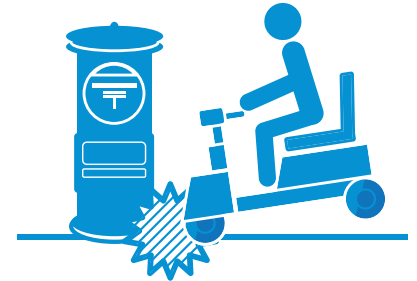
✓ 落下

レンタル商品を落下させて破損させてしまった。



✓ 衝突

レンタル商品を衝突させて破損させてしまった。



✓ 盗難

レンタル商品が盗難された。



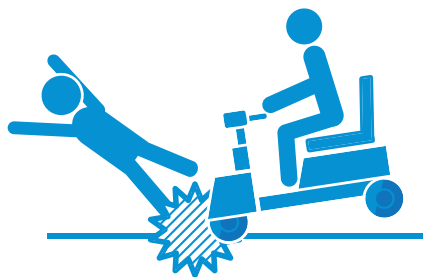
補償対象となる事故例

賠償事故の場合



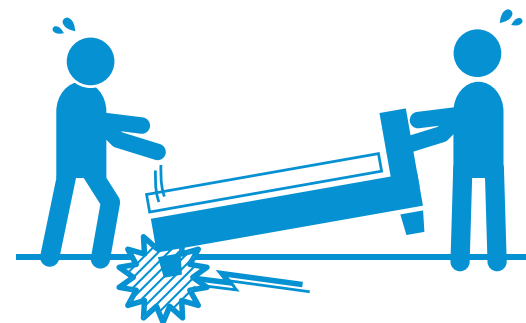
対人

利用者が電動車椅子を運転中に、他人と接触してケガを負わせてしまった。



対物

ベッド運搬時、ご利用者様宅のフローリングを破損させてしまった。

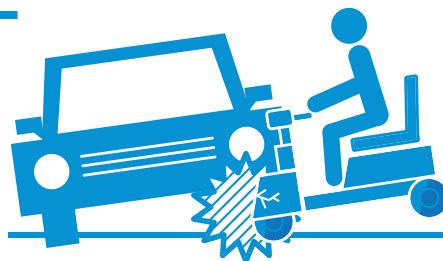


傷害事故の場合



交通事故

利用者が電動車椅子を運転中に、交通事故にあってしまった。



その他の事故

強風により看板が倒れてきたことにより、電動車椅子を運転中の利用者がケガを負ってしまった。





補償対象外となるケース

- CASE 1** ・ レンタル商品にいつだれが付けたかわからない傷があった。
↳ 事故内容、事故日が特定できない場合、補償対象外となります。
- CASE 2** ・ 外に出かけている際、レンタル商品の松葉杖を置き忘れ、無くしてしまった。
↳ 紛失の場合、補償対象外となります。
- CASE 3** ・ 使用中にレンタル商品に付いていた部品を無くしてしまった。
↳ 紛失の場合、補償対象外となります。
- CASE 4** ・ 使用中の湿気によりかび(サビ)てしまった。
↳ かび(サビ)による損害は補償対象外です。
- CASE 5** ・ 車椅子のタイヤが磨り減って、パンクしてしまった。
↳ 自然消耗及びタイヤの単独損害は対象外となります。
- CASE 6** ・ レンタル商品を使用中、無理な使い方をしたために故障してしまった。
↳ 無理乱暴な使い方による故障は補償対象外となります。
- CASE 7** ・ 地震で家が倒壊してしまい、レンタル商品が破損してしまった。
↳ 地震による損害は補償対象外となります。
- CASE 8** ・ 貸出先が突然連絡を取れなくなり、レンタル商品が回収できなくなってしまった。
↳ この場合、詐欺や横領にあたり、盗難事故になりませんので補償対象外となります。
- CASE 9** ・ ベッド使用中に寝返りをうって、ベッドから落下し怪我をしてしまった。
↳ お怪我の原因が利用者の利用方法に問題がある場合、補償対象外となります。
- CASE 10** ・ 介護人が利用者をベッドへ寝かせる際に、誤って落としてしまい怪我を負わせた。
↳ レンタル商品が直接関係しない事故に関しては、補償対象外となります。
- CASE 11** ・ 自操式の車椅子に乗っている際、坂道で転倒し怪我を負ってしまった。
↳ 損害補償は、電動式の車椅子とセニアカーに限られますので、補償対象外となります。
- CASE 12** ・ 利用者がセニアカーで走行中に自分の家の壁にぶつかり、壁に穴を開けてしまった。
↳ ご自分(家族を含む)の物をご自分で壊した場合は補償対象外となります。(ただし、セニアカー本体の損害については補償の対象となります。)
- CASE 13** ・ 利用者がベッドの上で日常的にタバコを吸っており、複数箇所に破損がある。
↳ この場合、複数回事故に当たり焼き跡の数だけ自己負担金が必要です。結果的に自己負担金が修理額を超えるので、補償対象外となるケースがあります。
※自己負担金 × 事故回数 > 修理金額(補償対象外)

事故が起きてしまったら!?

STEP.1

※賠償事故のみ



第三者がケガをしてしまった場合は110番へ連絡

他人にケガを負わせてしまった場合、まず110番通報をします。警察による現場検証を行ってください。

(セニアカーなどで店舗のガラスを割ってしまったケースや、出かけた先での物損事故の場合も、110番通報をします。)



STEP.2



事故報告に必要な3点セットをご用意いただく

事故報告手続きに必要な写真・報告書・納品書の3点セットをご用意いただきます。

送付いただく写真は ①全体写真、②レンタルナンバー部分、③破損部分の計3枚をカラー写真にて送付をお願いいたします。



STEP.3



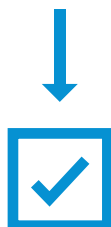
3点セットをプライムケア愛知へご送付していただく

写真・報告書・納品書の3点セットのご用意が完了しましたら、プライムケア愛知へご送付していただきます。



事故が起きてしまったら!?

STEP.4



見積書を各センター営業所にてご用意いただく

修理費の見積書が各センター営業所にてご用意出来次第、(株)サンエスコーポレーションへご送付させていただきます。
現在の簿価額と見積書の内容を精査させていただき、損害額の認定へとお手続きを行います。



STEP.5



ご報告完了

※以後別途追加で書類(保険金請求書などへの記入)が必要となる場合がございますので、その際は(株)サンエスコーポレーション担当よりご連絡させていただきます。



※賠償事故のみ

示談代行サービスは付帯していない為、被害者様とプライムケア各センター営業所のご担当者様にて示談交渉対応をしていただく必要があります。